



[基本点数]

A. 介護保険給付対象サービス費（1日あたり）

	ユニット型 1人室	通常の 1人室	2人室	4人室
要介護1	774	695	768	768
要介護2	819	740	816	816
要介護3	881	801	877	877
要介護4	934	853	928	928
要介護5	985	904	981	981

B. 介護保険給付対象の加算点数（1日あたり）

※ 各介護度に共通です。

1. 初期加算	30 単位
入所後、30日間に限り加算されます。	
2. 夜勤体制加算	24 単位
厚生労働大臣が定める夜勤人員に該当する場合に 加算されます。	
3. 栄養マネジメント加算	14 単位
管理栄養士による栄養ケア計画を策定・実施します。 計画に同意をいただいた日から算定されます。	
4. サービス提供体制強化加算(I)(イ)(ロ)(II)(III)	
(I)(イ)介護職員の総数のうち介護福祉士60%以上の場合	18 単位
(ロ)介護職員の総数のうち介護福祉士50%以上の場合	12 単位
(II)看護・介護職員の総数のうち常勤75%以上の場合	6 単位
(III)直接提供職員総数のうち勤続3年以上30%以上	6 単位

C. 実費でご負担いただく費用（1日あたり）

※ 各介護度に共通です。

	ユニット型 1人室	通常の 1人室	2人室	4人室
食費	¥1,700	¥1,700	¥1,700	¥1,700
居住費	¥820	¥490	¥370	¥370
日用 消耗品費	¥250	¥250	¥250	¥250
教養 娯楽費	¥200	¥200	¥200	¥200
1人室料	¥2,750	¥2,500		
2人室料			¥1,700	

[1日・1ヶ月の基本料金合計はいくら？]

※ おおよその目安になります。

ご利用の状況によって異なります。

1日あたり

	ユニット型 1人室	通常の 1人室	2人室	4人室
要介護1	¥6,597	¥5,936	¥5,091	¥3,391
要介護2	¥6,644	¥5,983	¥5,141	¥3,441
要介護3	¥6,707	¥6,045	¥5,203	¥3,503
要介護4	¥6,762	¥6,099	¥5,256	¥3,556
要介護5	¥6,814	¥6,151	¥5,310	¥3,610

1ヶ月あたり

	ユニット型 1人室	通常の 1人室	2人室	4人室
要介護1	¥197,910	¥178,080	¥152,730	¥101,730
要介護2	¥199,320	¥179,490	¥154,230	¥103,230
要介護3	¥201,210	¥181,350	¥156,090	¥105,090
要介護4	¥202,860	¥182,970	¥157,680	¥106,680
要介護5	¥204,420	¥184,530	¥159,300	¥108,300

※ 地域区分 6級地 宮代町 1単位=10.27円

※ この他、処遇改善加算（IもしくはII）が算定されます

[加算点数] ※ 各介護度に共通です。

A. 介護保険給付対象となるもの（1日あたり）

1. 経口移行加算	28 単位
経管にて食事摂取される方が対象です。 医師の指示による栄養管理を行った場合。	
2. 経口維持加算I（1月につき）	400 単位
著しい摂食障害のある方が対象です。 医師の指示による栄養管理を行った場合。	
3. 経口維持加算II（1月につき）	100 単位
摂食障害のある方が対象です。 医師の指示による栄養管理を行った場合。	
4. 療養食加算	18 単位
医師の指示による療養食を提供した場合。	
5. 短期集中リハビリテーション実施加算	240 単位
医師の指示〜リハビリテーション実施計画を策定・実施します。 計画に同意をいただいた日から3ヶ月間算定されます。	

B. 介護保険給付対象となるもの（日数に制限あり）

1. 所定疾患施設療養費	305 単位
肺炎、尿路感染又は帯状疱疹について、投薬、検査、注射 処置を行った場合。1月に1回7日を限度に算定されます。	
2. 緊急時治療管理	511 単位
利用者の心身状態が重篤となった場合の救急医療 行為です。ひと月に1回、3日を限度として算定されます。	
3. 口腔衛生管理体制加算	30 単位
歯科医師の指示による口腔ケア計画を策定・ 実施します。月に1回を限度として算定されます。	
4. 外泊時費用	362 単位
施設外泊をした場合、基本料金(A)にかえて算定。 月に6日を限度として算定されます。	
5. 退所前後訪問指導加算	460 単位
退所後の居宅や社会福祉施設等を訪問、指導を行った 場合。入所中2回・退所後1回を限度として算定されます。	
6. 退所時指導加算	400 単位
居宅等へ退所となり、その後の療養指導を行った場合。 退所時に1回を限度として算定されます。	
7. 退所時情報提供加算	500 単位
退所後の主治医や社会福祉施設等へ、入所中の療養情報を 提供する場合、1回を限度として算定されます。	
8. 退所前連携加算	500 単位
退所後の主治医や担当居宅介護支援事業者等へ、入所中の 療養情報を提供し、連携して調整を行った場合。	
9. 老人訪問看護指示加算	300 単位
医師が、退所後に訪問看護が必要と認め、訪問看護事業所 に指示書を交付する場合。	

1. 理美容代	¥1,700
施設内で理美容サービスをご利用いただいた場合。	
2. 洗濯代（1kgあたり）	¥1,000
洗濯物を委託された場合。	
3. 電気代	¥100
持込の電化製品1品/1日につきいただきます。	
4. 健康診断書作成料	(税別) ¥3,000
検査における費用は別途かかります。	
5. 死亡診断書作成料	(税別) ¥10,000
6. 利用証明書作成料	(税別) ¥2,000
7. インフルエンザ予防接種料	(税別) ¥3,000
8. 肺炎球菌ワクチン接種料	(税別) ¥7,000
9. 口座振替手数料	(税別) ¥150

- ※ 利用者本人の収入状況により、利用料が減額となる場合があります。
- ※ 介護保険の改定等により、保険の10%負担分が変わることがあります。
- ※ その他、物価等の変動により、実費負担分が変わることがあります。

※ 個人情報保護法の趣旨に沿って、法人規定によりご利用者及びご家族の個人情報は守られます。
※ 介護についての相談及び施設見学については、随時受け付けておりますのでお気軽に声をおかけください。